

大規模小売店舗立地法に関する都の意見について

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ドン・キホーテ六本木店」及び「ドン・キホーテ青戸3丁目店」の新設に係わる案件について、本日、届出者に対して、大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1. 経緯

(1) ドン・キホーテ六本木店については、平成13年7月27日に大店立地法に基づく新設の届出があった。

その後、六本木町会や周辺住民などから合わせて6件の意見書が提出された。また、地元自治体である港区からも意見書が提出された。

《店舗概要》

店舗名	ドン・キホーテ六本木店
所在地	港区六本木三丁目204番7外5筆
設置者	株式会社ドン・キホーテ
店舗面積	2,447平方m
営業時間	24時間

(2) ドン・キホーテ青戸3丁目店については、平成13年7月31日に大店立地法に基づく新設の届出があった。

その後、周辺住民などからまとめられた1件の意見書が提出された。また、地元自治体である葛飾区からも意見書が提出された。

《店舗概要》

店舗名	ドン・キホーテ青戸3丁目店
所在地	葛飾区青戸三丁目1652番1外3筆
設置者	株式会社ドン・キホーテ
店舗面積	1,850平方m
営業時間	24時間

都では、上記2案件を大規模小売店舗立地審議会に諮問、3月15日の審議会からの答申を踏まえて、3月25日、都の意見を設置者に通知した。

今回の都の意見は、設置者が都の意見を適正に反映するとともに、地域の生活環境の保持に適切に配慮した対応策を検討することを求めたものであり、今後、設置者がそのような対応策をとらない場合は、必要な措置をとるよう勧告をすることができる。

2. 都意見の要点

《ドン・キホーテ六本木店》

1) 駐車場計画について

- (1) 「自動車での来客は見込まない計画とします」とする、合理的な説明はされていない。全営業時間の来客数とその来店手段の予測について、根拠を明らかにして示すこと。
- (2) 駐車場については、指針を勘案した駐車台数を確保するとしているが、駐車場への来客車両の誘導策が明示されていない。
騒音や交通安全対策をとったうえで、店舗内駐車場を来店客用にすること、24時間利用できる隔地駐車場を店舗により近い位置に確保すること、来客車両を各駐車場まで適切に誘導することなど、路上駐車が発生しないよう必要な対策を講じること。

2) 騒音の予測について

予測地点において、夜間における等価騒音レベルが環境基準値を超えたり、夜間における騒音レベルの最大値が規制基準値を超えている。騒音を低減させる具体的な措置を講じること。

3) その他

変更届を出す場合は、必要な予測等を踏まえて適切な措置を講じること。

《ドン・キホーテ青戸3丁目店》

1) 経路の設定について

通り抜け車両を排除するなど、居住者の安全で快適な地域環境を創設しようとする新しいゾーン形成を目指している「青戸地区コミュニティ・ゾーン整備計画」の趣旨を踏まえて、周辺の生活環境に十分配慮した、適切な来店・帰宅経路を検討することとともに、とりわけ、深夜や登下校時間帯に、来店及び帰宅車両が生活道路や通学路を通過することのないよう、適切な措置を講じること。

2) 騒音の予測について

届出書の添付書類中にある、「自動車走行音の基準距離における騒音レベル」に相違があるなど、騒音予測が適切であるとは認め難い。

必要な資料を示した上で、十分な説明を行なうとともに、必要に応じて、改めて騒音予測を行い、生活環境に影響を及ぼすことが予想される際には、騒音を低減させる具体的な措置を講じること。

3) その他

変更届を出す場合は、必要な予測等を踏まえて適切な措置を講じること。

問い合わせ先 産業労働局商工部地域産業振興課 大規模小売店舗係 電話 03 - 5320 - 4788
--